

耐災害 I C T 研究センターテストベッド施設等利用協力研究約款

(平成 2 6 年 8 月 8 日制定)

(適用範囲)

第 1 条 本約款は、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の耐災害 I C T 研究センターテストベッド施設等（施設、設備及び機器並びに研究用のデータ、データベース及びソフトウェア。以下「施設等」という。）を機構以外の者の研究のために供すること及びその利用に伴い生じるデータの提供等を機構が受けることにより行われる共同研究（以下「施設等利用協力研究」という。）に適用します。

(施設等利用協力研究の目標)

第 2 条 施設等利用協力研究は、施設等を利用して行う多様な研究から、ネットワークの耐災害性等を評価することのできる各種データ等を収集し、それを用いて、災害に強い情報通信技術を開発・高度化するものであり、これにより、災害に強い情報通信ネットワークの構築方法、その利用手法等のいち早い確立及び実用化を目指す。

(施設等の名称及び所在地)

第 3 条 本約款の対象とする施設等は以下のとおりとします。

施設名 1 光パケット・光パス統合ネットワークテストベッド

施設名 2 ワイヤレスメッシュネットワークテストベッド

施設名 3 情報配信基盤テストベッド

所在地 宮城県仙台市青葉区片平 2-1-3 耐災害 I C T 研究センター

(施設等の利用申請)

第 4 条 施設等利用協力研究に参加するため、施設等の利用を希望する研究機関等は、原則として、利用を希望する日の 1 か月前までに、「施設等利用申請書」（別紙様式 1）に「研究計画書」（別紙様式 2）を添えて機構に申請します。

2 施設等を利用することのできる期間は、原則として、研究機関等が利用開始を希望する日から 1 年後までを最長とします。ただし、新たに申請することにより、これを超えて、利用を継続することは妨げません。

(施設等利用の許可)

第5条 機構は、前条の申請の内容が次の各号に掲げる事項の全てを満たすと認められる場合には、申請に係る施設等の利用を許可することができるものとし、申請した研究機関等に対して「施設等利用許可通知書」(別紙様式3)により通知します。

- (1) 当該利用により実施しようとする研究開発が、第2条に定める施設等利用協力研究の目標の達成に資すること。
 - (2) 当該申請に係る施設等の利用が機構の研究業務遂行上支障のないものであること。
 - (3) 当該申請に係る施設等を当該申請に係る研究機関等に所属する者(以下「参加研究者」という。)以外の者に利用させるものでないこと。
 - (4) 当該申請に係る施設等の利用目的が研究開発と無関係な利用でないこと。
 - (5) 第6条(2)に掲げる情報等を提供すること。
- 2 前項の許可通知書の通知を以て、施設等利用協力研究に関して機構と申請に係る研究機関等との間で契約が締結されたものとします。当該契約は、許可通知書に定める施設等利用協力研究の期間の満了を以て終了します。
- 3 第1項の許可は、機構における施設等の管理運営上、必要な条件を付す又は施設等の利用日を変更する等、申請内容から変更される場合があります。
- 4 機構は、第1項の許可の後、施設等の管理運営上、当該利用許可に係る利用日の一部又は全部を他の日に振り替える場合があります。
- 5 機構は、申請を不許可とする場合には、不許可とした理由を付して申請者に通知します。

(運営・研究への協力)

第6条 施設等利用協力研究者は、本施設等の利用にあたり、以下の協力をするものとします。

- (1) 運営管理上の理由で本施設等の利用に制約が生じ、また利用できない場合があることを了承するものとする。
- (2) 施設等利用協力研究のために、本施設等の利用に伴い生じ、又は得られる次に掲げる情報を機構に提供し、機構が無償で利用することに同意するものとする。
 - ア. ネットワークの耐災害性を評価できる各種実験データ
 - イ. 伝送実験を実施することで得られるテストベッドの機能・性能が評価できる実験データ
 - ウ. テストベッドの利用に関する主観的あるいは客観的な評価結果を示す実験データ

(施設等の利用料)

第7条 施設等の利用料は、以下のとおりです。

機構は、施設等利用協力研究者が実施する研究開発のため、施設等は無償で提供し、施設等利用協力研究者はその他当該研究開発に係る一切の経費及び研究装置を負担するものとします。

(施設等利用許可の取り消し等)

第8条 第5条の許可を受けた研究機関等（以下「施設等利用協力研究者」という。）が、次の各号の一に該当したときは、機構は当該許可を取り消す又は当該利用を中止させることができるものとします。

- (1) 第5条第1項第3号及び第4号又は許可の条件に違反したとき。
 - (2) 正当な理由なく、一定期間施設等の利用がないとき。
 - (3) 直接に営利を目的とした利用をしたとき。
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 施設等を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (6) 施設等利用料の支払を遅滞し又は支払を拒否したとき。
 - (7) 施設等利用協力研究者が第19条（反社会的勢力の排除）の規定に反する事実が判明した場合。
 - (8) その他約款に違反し約款の目的を達成することができないと機構が認めた場合。
- 2 機構は、前項の定めにかかわらず、管理運営上支障があると認められる場合には、当該許可を取り消す又は当該利用を中止させることができるものとします。
- 3 機構は、前項の許可の取り消し又は利用の中止によって施設等利用協力研究者に損害が生じてもその責を負わないものとします。
- 4 第1項又は第2項の許可の取り消し又は利用の中止があった場合、前条第2項の契約は解除されたこととなります。

(施設等利用の変更等)

第9条 施設等利用協力研究者は、第5条第1項の「施設等利用許可通知書」に定めるとおりに利用するものとします。その変更を希望するときは、次表中、変更事項の各号について、それに対応する方法のとおりとします。

	変更事項	方法
(1)	「実施する研究開発の題目」、 「利用する施設等の名称」、 「実施する研究開発の目的及び概要」	第4条の定めに基づき新規に 機構に申請する
(2)	「施設等の利用期間」の延長 「研究代表者」 「持ち込み機器等の名称、数量、 利用目的、消費電力等」	「施設等利用変更申請書」（別 紙様式4）により機構に申請 する
(3)	「参加研究者」	機構に届け出る

- 2 機構は、前項表中(1)又は(2)の申請について管理運営上支障がないと認められる場合は、これを許可することができるものとし、許可した場合には第5条の規定に準じて通知します。

(利用日及び利用時間)

第10条 利用時間は原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日を除く日の9時から17時までとします。

(機器等の持ち込み)

第11条 施設等の利用にあたり、施設等利用協力研究者が持ち込むことのできる機器は、第5条に基づく許可をあらかじめ受けたものに限り、その場合においては、次の各号に掲げる事項に従うことを条件とします。

- (1) 持ち込む機器等に必要な消耗品は、施設等利用協力研究者において用意する。
- (2) 持ち込む機器等の利用に要した電気料金は、施設等利用協力研究者が負担する。ただし、パーソナルコンピュータ等消費電力が少ない電子機器は除く。
- (3) 持ち込む機器等は、機構の施設等と明確に区別できるよう必要な措置を取る。
- (4) 持ち込む機器等の管理、保守、破損、盗難等について、機構は責を負わない。

(入構等)

第12条 施設等利用協力研究者は、機構の入構に際しては機構の指示に従うものとし、指定された施設等、実験室等以外の場所に無断で立ち入ることはできないものとします。

2 施設等利用協力研究者は、施設等を利用する際は、機構が発行した第5条に係る施設等利用許可通知書を提示可能な状態としておくものとします。

(秘密情報の扱い)

第13条 機構又は施設等利用協力研究者は、相手方に対し秘密情報を開示する場合又は相手方から秘密情報の開示を受ける場合、別途秘密保持契約を締結するものとします。

2 施設等利用協力研究者は、施設等の利用により接した機構又は他の研究機関等の秘匿情報を第三者に開示又は漏えいしてはなりません。

3 施設等利用協力研究者は、施設等の利用により接した施設等の情報のうち機構が公にしていない情報を第三者に開示又は漏えいしてはなりません。

(利用終了)

第14条 施設等利用協力研究者は、施設等の利用を終了したときは、「施設等利用終了報告書」(別紙様式5)により報告するものとします。

2 施設等利用協力研究者は、当該施設等の管理を担当する機構の職員の指示に従って施設等を原状回復するものとし、原状回復に当たり通常必要と認められる費用は施設等利用協力研究者の負担とします。

(知的財産権)

第15条 施設等利用協力研究者が施設等の利用により実施した研究開発の成果として得た知的財産権(特許を受ける権利及び特許権、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権、著作権を意味するものとする)は、機構に帰属しないものとします。

2 施設等利用協力研究の成果として機構及び施設等利用協力研究者の共有に係る知的財産権が得られた場合、その取扱いについては、機構及び施設等利用協力研究者が別途協議のうえ定めるものとします。

(成果の公表等)

第16条 施設等利用協力研究者は施設等の利用により得られた研究開発の成果の概要を機構に報告するものとします。

2 機構は、報告された成果の概要を機構の広報等の目的で公表できるものと

します。ただし、公表の内容、時期及び方法等について双方で協議の上で定めるものとします。

- 3 第1項の成果の概要については、利用終了後においても、機構が施設等利用協力研究者に対して調査する場合があります。施設等利用協力研究者は、その調査等に協力するものとします。

(個人情報の管理)

第17条 施設等利用協力研究者は、施設等の利用により実施した研究開発において、取得したデータについては善良な管理者の注意をもって管理するものとし、扱うデータ(Twitter データ等を含む)には個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)を含まないものとします。

(損害賠償)

第18条 施設等利用協力研究者は、故意又は重大な過失によって、機構の財産を破損又は滅失等させたときは、施設等利用協力研究者の費用負担をもって原状を回復するものとし、必要に応じて、機構と施設等利用協力研究者の間で協議するものとします。

- 2 施設等利用協力研究者が、施設等の利用によって他の研究機関等又は第三者に損害を与えた場合には、機構はいかなる責任も負わないものとします。
- 3 機構は、施設等利用協力研究者が施設等を利用することにより発生した施設等利用協力研究者の損害に対して責任を負わず、損害を賠償する義務はないものとします。
- 4 機構は、第8条第1項に基づく解除をした場合において損害があるときは、施設等利用協力研究者に対して損害賠償請求をすることができるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第19条 施設等利用協力研究者は、施設等の利用に当たり、機構に対し、契約締結時及び将来にわたって次の各号の事項を表明しかつ保証します。

- (1) 自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと、及び反社会的勢力と一切の関係を持たないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、施設等利用協力研究の契約締結をするものではないこと。

(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 機構に対する威圧的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害し、又は信用をき損する行為

(約款の変更)

第20条 機構は、施設等利用協力研究者の承諾を得ることなく本約款を変更する場合があります。この場合には、利用料その他の利用条件は変更後の約款によります。

2 機構は、約款を変更する場合は、事前に施設等利用協力研究者へ周知を行うものとしします。

(その他)

第21条 本約款に定めのない事項及び本約款に定める事項について疑義を生じたときは、機構と施設等利用協力研究者が協議し解決するものとしします。

別紙様式1

施設等利用申請書

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構
耐災害 I C T 研究センター長 殿

住所
機関名
代表者名 印

独立行政法人情報通信研究機構耐災害 I C T 研究センターテストベッド施設等利用協力研究の約款に基づき、施設等利用協力研究に参加するため、別紙（研究計画書）を添えて施設等の利用を申し込みます。

なお、施設等の利用にあたっては、独立行政法人情報通信研究機構災害 I C T 研究センターテストベッド施設等利用協力研究の約款において定められた全ての事項を遵守します。

実施する研究開発の題目	
利用する施設等の名称	耐災害 I C T 研究センターテストベッド
施設等を利用する期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(連絡担当窓口)

(フリガナ) 氏 名	
所属 (部署名、学部名) 役職	
電話番号	
F A X 番号	
E-mail	

別紙様式 2

研究計画書

機関名	
実施する研究開発の題目	
利用する施設等の名称	耐災害 I C T 研究センターテストベッド
実施する研究開発の目的及び概要	
研究代表者	(所属) (役職) (氏名) (連絡先住所) 〒 TEL: E-mail:
参加研究者	
施設等を利用する期間(詳細情報) ※ 利用頻度等	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 までの毎週水曜日(例)
持ち込み機器等の名称、数量、利用目的、消費電力、等	
利用施設等(又は他の同類施設等)の利用経験	有 ・ 無
備考	

施設等利用許可通知書

独情機○第 号
平成 年 月 日

施設等利用協力研究者（代表者）あて

独立行政法人情報通信研究機構
耐災害 I C T 研究センター長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった施設等の利用について、下記のとおり許可したので通知します。

施設等の利用にあたっては、独立行政法人情報通信研究機構耐災害 I C T 研究センターテストベッド施設等利用協力研究約款に定める事項及び本許可書に示す事項を遵守して下さい。

記

- 1 実施する研究開発の題目
- 2 利用する施設等の名称
- 3 施設等の利用期間
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 4 その他の条件
(注：申請のとおり認める場合は「申請のとおり」と記載し、申請に制限を付す場合はその内容を記載)
- 5 遵守事項
 - (1) 施設等の利用にあたって機構が指示する事項に従い、破損又は滅失の恐れがある行為を行わないこと。
 - (2) 納付期限までに、施設等利用料の納付を完了させること。
 - (3) 頻繁に利用日の変更等を行わないこと。

(4) 相当の期間施設等を利用しないこととなる場合には機構に申し出ること。

(本件問い合わせ先)

独立行政法人情報通信研究機構

耐災害研究センター 企画室

電話 022-713-7511

〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平 2-1-3

別紙様式 4

施設等利用変更申請書

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構
耐災害 I C T 研究センター長 殿

住所
機関名
代表者名 印

独情機○第 号平成○○年○○月○○日付けで許可された事項について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請の種別
 - 施設等利用期間の変更
 - 研究代表者の変更
 - 持ち込み機器等の名称、数量、利用目的、消費電力等の変更
- 2 変更内容
- 3 変更理由

報告日：平成 年 月 日
機関名：
氏 名：

1. 実施した研究開発の題目
2. 利用施設等の名称
3. 利用期間 平成 年 月 日 ～ 月 日
4. 研究開発の目的及び概要
5. NICT へ提供したデータ等 (約款第 6 条を参照して下さい)
6. 成果の概要 *機構の広報等の目的で公表する場合があります (公表の際は、事前に協議させていただきます)。 *機関名の公表可否についていずれかをお選び下さい。 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
7. 外部発表の状況 (※参考資料があれば添付して下さい) (1) 学会・論文 (2) 雑誌出版物 (3) 特許 (4) その他
8. ご意見・ご要望
9. 連絡先 氏名 所属 Tel e-mail